

2004 年度計画

独立行政法人日本貿易振興機構

目 次

1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
(1) 業務運営の効率化.....	1
(2) 事業実施における費用対効果の向上.....	1
(3) 組織の見直し.....	1
(4) 情報化	2
2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	2
(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動.....	2
対日直接投資の促進.....	2
中小企業等の輸出促進.....	5
対日アクセスの円滑化.....	8
地域の国際化による地域経済活性化の支援.....	14
(2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動.....	16
海外経済情報の収集・調査・提供.....	16
海外への情報発信.....	21
我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援.....	23
(3) 開発途上国経済研究活動.....	25
開発途上国・地域に関する基礎的・総合的研究.....	25
開発途上国に関する資料収集・情報提供.....	29
開発途上国に関する研究交流・人材育成.....	31
(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携.....	33
3 . 予算、収支計画及び資金計画	33
4 . 短期借入金の限度額	33
5 . 重要な財産の譲渡・担保計画	33
6 . 剰余金の使途	33
7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項	34
(1) 施設・設備に関する計画.....	34
(2) 人事に関する計画.....	34

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務運営の効率化

一般管理費については、退職手当及び臨時的経費を除き、人件費、物件費を抑制することにより、効率化を図る。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、効率化を図るものとする。

(2) 事業実施における費用対効果の向上

- 1) 目標管理制度を通じたプロセス管理及び各事業の成果追求の定着を図るため、現行の目標管理制度のレビューを行い、必要に応じて制度の調整を行う。
- 2) 質的な評価が中心となる開発途上国経済研究事業については、外部専門家を入れた自己評価を網羅的に実施し、その結果を事業運営に反映させることにより、的確、適切に事業を達成する。
- 3) 受益者負担の拡大につなげるため、職員用のサービス提供マニュアルを拡充する等により職員一人一人がお客様に満足して頂けるサービスを提供していくための環境作りを行う。また、ジェットロメンバーズについては、新制度への移行を実行する。
- 4) ビジネスサポートサービスの中の受託事業については、調査事例と調査価格、料金表等を提示することによってお客様にとっての「わかり易さ」を高めるとともに、規程等の整備によって契約締結等に関する事務手続きの効率化を図る。

(3) 組織の見直し

- 1) 海外ネットワークについて、事務所の配置、人員配置を適切に行うための検討をすすめ、順次配置を見直す。
- 2) 海外事務所のナショナルスタッフ人事制度の確立に向け等必要な検討を引続き進める。
- 3) 国内ネットワークについては、地域の国際化に係る事業規模や内容に対応して効率的・効果的に事業実施できる体制の構築を図る。

(4) 情報化

1) ウェブサイトの機能強化と管理運営の効率化

利用者の利便性向上のため、サイトのデザインやナビゲーションを改善する。またコンテンツ管理システムを拡張し、管理運営の効率化を図り、ウェブサイトの統合一元化を更に進める。

2) データベース利用者等の利用状況把握と事業等への反映

各サイトへのアクセスログ、貿易相談窓口に寄せられる相談の内容や件数の集計等を行い、ジェットロ海外情報ファイルなどの情報提供、調査、その他事業の充実等を図る。

3) 内部業務の効率化と情報共有

内部業務の効率化のため、本部各部署の情報関連担当にて構成する情報化作業部会を活用し、各アプリケーションシステムの高度化を図る。特に個人情報保護に考慮し、顧客管理システムの機能強化や、Eメール配信管理システムとの連携を実現し、効率的で安全な情報伝達を図る。ナレッジの観点にて情報コミュニティを充実させ、海外・国内事務所と本部各部署間の知識情報の共有を促進する。

4) 情報公開手続きのオンライン化への対応

情報公開手続きのオンライン化に係る省令等への対応に着手する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動

対日直接投資の促進

1. 基本方針

- 1) 我が国産業競争力の強化に資する ICT、バイオテクノロジー、環境、医療・福祉等を主とする先端分野、サービス・流通分野等を対日投資の重点分野とする。これら業種の競争力が高い北米、欧州等を中心に、我が国への企業進出を積極的に

働きかける。

- 2) 我が国地域への更なる企業誘致を図るため、地方自治体との連携をさらに強め、ジェトロのノウハウ等も活用し積極的な企業誘致活動を推進する。

2. 活動方針

1) 海外における誘致活動

海外での案件発掘及び広報活動機能を強化するため、対日投資アドバイザーの増員、現地での発掘ツール多様化等を行い、より戦略的な企業誘致活動を展開していく。

(具体的プログラム)

- ・ 北米ハイテク等対日直接投資誘致促進プログラム
- ・ 欧州対日直接投資誘致促進プログラム
- ・ アジア・大洋州対日直接投資誘致促進プログラム
- ・ 地域・産業横断的対日直接投資誘致促進プログラム

2) 案件支援のための国内の体制強化

東京の対日投資・ビジネスサポートセンター (IBSC) のナレッジの向上等を通して、案件受入れ体制の質的向上を図る。また、大阪、名古屋、福岡の3ヶ所に地方 IBSC をオープンするのに加えて、横浜、神戸については、各自治体の協力・負担のもと地方 IBSC (仮称) を開設し、企業誘致を支援する。

(支援ツール)

- ・ 対日投資・ビジネスサポートセンター運営事業

3) 広報活動

上記重点分野を中心として、我が国の投資環境 (市場状況、法制度等)、産業集積等を紹介するため、広報媒体 (ウェブサイト「Invest Japan!」、印刷媒体、映像媒体) 等を効率良く活用し、対日投資シンポジウム・セミナーを開催していく。更に、諸外国での対日投資キャンペーン等と連携するなど、日本・各国の政府ならびに関係団体等との協力を通じて、効果的に対日投資促進のための広報事業を展開し、案件発掘に繋げていく。

(支援ツール)

- ・ 対日直接投資誘致促進 P R 強化

4) 調査

効率的な海外での誘致活動を展開するため、業種別、業態別の進出事例を分析するとともに、マーケット情報の充実を図り、個別具体的な誘致活動に資する。また、国内向けには、対日投資誘致促進（M&A を含む）の理解を深めるため、在日外資系企業の拠点分布及び雇用状況を明らかにし、対日投資がもたらすマクロ、ミクロ両面での経済効果を分析する。

（支援ツール）

- ・ 対日直接投資誘致促進調査
- ・ 対日直接投資誘致促進 M & A 支援

5) 地域支援

我が国地域への企業誘致を図るため、地方自治体との連携をさらに強め、積極的な企業誘致活動を推進する。具体的には、経済産業省からの受託事業である「先進的対内直接投資推進事業」の各種ツールを活用しつつ、各地域における研究会を通して、国内外におけるニーズ・シーズ調査、誘致戦略策定、地域投資環境の海外向け広報媒体作成を積極的に支援すると共に、対日投資関心海外企業の訪日招へい・具体的拠点設立の支援も行う。さらに、IJSP、在日外資系企業向けセミナー、ウェブサイトなど機構独自のツールを活用し、地域プロジェクトなどの情報を国内外の対日投資関心外国企業に提供し、特に地域への投資促進を行っていく。また、自治体からの企業誘致担当者育成ニーズにこたえ、外資系企業誘致のためのノウハウや企業分析のための専門知識習得、地域情報のプレゼンテーションテクニック等についての研修を実施する。さらに、各自治体において、一元的に情報を得ることができる対日投資の総合案内窓口の設置を促す。

（支援ツール）

- ・ 先進的対内直接投資推進事業（経済産業省委託事業）
- ・ 国内地域における外資誘致支援
- ・ 対日直接投資誘致促進ミッション受入
- ・ 外資系企業電源地域導入促進情報提供事業（経済産業省委託事業）

6) 政府・関係団体等との関係

在日外資系企業、外国大使館、関係団体等との意見交換を通じて、対日投資の阻

害要因に関する意見等を汲み取り、政府対日投資会議専門部会や局長級会合等の場で、投資阻害要因の改善やより良い投資環境作りを求めて提言を行っていく。さらに、外国商工会議所、大使館等との連携を強化し、各地域・各国のニーズに合わせた事業展開をする。

これらの事業を通じて、対日投資案件発掘件数を2004年度1年間で1,000件程度とするとともに、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

中小企業等の輸出促進

1. 基本方針

- 1) 我が国産業界・企業の輸出意欲（「やる気」）の高い分野や、輸出競争力（「ポテンシャル」）があると見込まれるもののこれまで輸出については具体的かつ積極的な取り組みがなされていない分野についても、中堅・中小企業の輸出の実現に向けこれを重点的に支援していく。
- 2) 中堅・中小企業は、輸出に関してA)輸出意欲もポテンシャルも高い、B)輸出意欲は高いとは言えないが、ポテンシャルは高い、C)輸出意欲は高いがポテンシャルは高いとは言えない、D)輸出意欲、ポテンシャルとも高いとは言えない、との分類ができる。A)に属する企業に対しては商談機会の提供を継続的に行う。他方B)、C)の企業に対しては、ミッション派遣、マーケティング調査、セミナー開催等を通じ、商談機会を提供する前段階としての情報収集・提供を積極的に行う。また、個別の中堅・中小企業の輸出競争力を強化する上で、自社ブランドでは国際競争力は確立していないが、技術力、デザイン力等を有する中堅・中小企業について、海外市場において高品質・高規格機能といった「日本の商品・サービス」トータルの「ジャパン・ブランド」イメージを構築することも、海外取引を促進するうえで重要と考えられる。このため、関連の事業に取り組む。

2. 活動方針

重点産業分野としては、前年度に引き続き、以下の6分野を取り上げる。

イ. 「機械・部品」

日本の「ものづくり」の根幹であり、輸出に対する積極的な取り組みがなされていないものの、優れた技術をもった中小・中堅企業が数多く存在する。2003年度の見本市出展支援企業のパフォーマンスも高い。2004年度は、成長著しい中国等東アジアの企業や、欧米のトップ企業と取引が可能な、高い技術水準を持ったAに属する中堅・中小企業を支援する。

(具体的プログラム)

- ・ 機械・部品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ロ. 「繊維」

2003年度、ジェトロが出展支援を行ったNYホームテキスタイルショウ、ファッションコートリー展など、また商談支援を行った上海インターテキスタイルのジャパン・パビリオンは大盛況であり、日本製品の競争力の高さが再認識された。

2004年度は、高いポテンシャルを持ったA)に属する企業に対し、商談機会の積極的な提供を重点的に行う。

(具体的プログラム)

- ・ 繊維分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ハ. 「地域伝統産品」

地域伝統産品については、地域の伝統を反映し世界に誇る高品質・高技能をもちながらも、これまで輸出に対する積極的な取り組みがなされていない中堅・中小企業が存在する。

2004年度は、輸出意欲がありポテンシャルも高いA)に属する企業を引き続き支援しつつ、このようなB)の企業に対し、潜在能力を発揮させるような働きかけを行う。

(具体的プログラム)

- ・ 地域伝統産品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ニ. 「食品」

原材料となる農林水産物を含めた食品の輸出促進に積極的に取り組む。特に、所得向

上の著しい東アジア諸国への輸出促進を重点的に実施するため、「日本食品等海外市場開拓委員会」の議論を踏まえ、国際見本市への出展、試食展示会への支援等を行うとともに、前年度の調査を補完するため、マーケティング調査等を引続き行う。更に、試験輸出、バイヤーの招へい等、商談機会の創設に向けての実践的な取組みを行う。これらの実施に当たっては「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」とも密接な連携をとる。

(具体的プログラム)

- ・ 食品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ホ. 「IT・コンテンツ」

2004年度は、日本が競争力を有するアニメ・ゲームを先頭に、A)に属する優良企業に対し、商談機会の積極的な提供を行う。また、コンテンツ産業にとって、海賊版対策は非常に重要であることから、関連の情報収集、提供も行う。

これらコンテンツの輸出については、“Trade follows the film”という言葉が示すように、我が国コンテンツが海外に普及していくことにより、日本の財の輸出が誘発されることも期待できることから、この分野での輸出促進を戦略的に行っていく。

(具体的プログラム)

- ・ IT・コンテンツ分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

ハ. 「環境・医療・福祉」

環境、医療、福祉とも日本の先進的なしくみ、分野について輸出相手国の生活の質を改善する輸出を支援していく。

2004年度は、ポテンシャルはあるものの積極的な取り組みがなされていない中堅・中小企業が多いところから、A)の企業に加えて、B)の企業への輸出支援を働きかける。

(具体的プログラム)

- ・ 環境・医療・福祉分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

これらにより輸出商談件数を2004年度1年間で8,000件程度とする。

ト. 我が国の新規産業創出のため、ITやバイオ等ハイテク分野の我が国企業が海外での事業展開を実現することを目指して、ベンチャー企業支援を行う。2004年度においても引き続き米国に重点を置き、米国の先進大学とMOTのカリキュラムを開発したり、米国の先進インキュベータにハイテクベンチャー企業を入居させる。また、海外にお

いて展示会への出展、商談会を開催する。

これらの事業を通じて、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

対日アクセスの円滑化

1. 基本方針

- 1) 我が国産業の活性化や国際競争力の強化、地域経済の活性化、国民生活の向上等に資するため、ICT、環境、医療・福祉、バイオなどの分野を中心に、海外の製品や技術等の導入・調達が進むことを目指す。
- 2) 対日アクセスの拡大が対日直接投資の促進に資するとの考えのもと、対日投資促進事業との有機的連携を図る。対日アクセスの個別の案件処理、テナポラリーオフィスの提供等に関しては、1)の考え方を原則として、引き続き対日投資・ビジネスサポートセンターにおいて行う。
- 3) 長期専門家については、対日アクセス案件及び対日投資案件の発掘の双方を職務とする。
- 4) 我が国製造業及び進出日系企業の部品・部材調達の円滑化に向け、逆見本市を含み、対日アクセスにつながる各種支援事業を中国および欧州において展開していく。
- 5) また、我が国企業による海外の優秀な人材・頭脳の受入れを支援すべく、「ビジネス日本語能力テスト」及び「インターンシップ事業」を実施する。
- 6) 開発途上国等の産業構造の高度化を図り、我が国企業・進出日系企業の取引相手先の選択肢を拡大するため、開発途上国等の輸出産業・裾野産業の技術レベルが実際に向上することを旨として産業育成への支援を行う。

2. 活動方針

1) 重点分野への取り組み

ICT、環境、医療・福祉、バイオなどの分野を中心に、高い技術力を持ちながら我が国に知られていない企業とのビジネスマッチングを行うため、国内において展示・商談会等を開催する。加えて、これらの対日アクセス案件を将来的に対日投資に結び付けられるようなフォローアップを行う。さらに、外国政府が行う対日キャンペーンの一環として訪日する外国企業ミッションに対し、計画的にセミナー、商談会等の連携事業を組み合わせ、対日投資につなげていく。

(具体的プログラム)

- ・ 先進国環境技術導入支援
- ・ 先進国有望ビジネス対日アクセス促進
- ・ ITソフトウェア開発事業活性化
- ・ 新産業技術交流イニシアティブ

2) 個別案件対応

対日アクセスの趣旨に合致する個別の案件は、対日投資・ビジネスサポートセンターにおいて実施する。具体的には、テナポラリーオフィスの提供、案件広報、専門家によるアドバイス等を行う。

(支援ツール)

- ・ 対日投資・ビジネスサポートセンター運営事業(再掲)

3) 欧米等からの自動車・部品

大阪・名古屋の「輸入車ショールーム」は、引き続き民間ニーズが強いことを鑑み、継続する。

(具体的プログラム)

- ・ 欧米等自動車・部品普及促進

4) 輸入住宅関連

リフォーム、健康志向住宅、バリアフリー等に対する関心が引き続き高いことから、2004年度においても東京および大阪において「輸入住宅部材センター」を拠点に、欧米等からの輸入住宅部材に関する普及・啓蒙を中心とした対日アクセス支援事業を一層の効率性を求めながら展開していく。また、輸入住宅に関する普及・啓蒙について

は、来場者の獲得に向けた工夫を凝らしながら、名古屋・広島「輸入住宅展示場」を拠点に展開していく。

(具体的プログラム)

- ・ 輸入住宅・部材分野対日アクセス支援

5) 我が国製造業及び進出日系製造業の部品・部材の最適調達

中国及び中東欧からの部品・部材の調達を目的に海外において展示商談会(逆見本市)等を開催するとともに、対日アクセス円滑化に向けた各種支援事業を展開する。

(具体的プログラム)

- ・ 中国部品調達支援
- ・ 在欧日系企業東西連携支援

6) 海外からの人材・頭脳の受入れ

外国人の日本語によるビジネスコミュニケーション能力(日本語で商談等を円滑に行える能力)を客観的に評価する「ビジネス日本語能力テスト」を国内外で実施する。2003年度には、これまでのレベル別テスト形式から、点数制のテスト形式に移行したが、同テスト形式の一層の定着を図る。具体的には、受験者拡大のために、テスト回数を増やし(年1回 2回)また、国内実施箇所を拡大する。併せて、大学、専門学校、日本語学校などへの広報を重点的に行い、受験者増とともに協力校・団体の確保を目指す。さらに、認知度を高めるため、優秀な外国人材の活用を検討している企業への積極的な広報を引き続き実施する。海外におけるテストは、潜在受験者の見込まれる中国、韓国、台湾でのテスト実施を検討する。なお、事業実施にあたっては、可能な限り受益者負担を求めることとする。

また、我が国企業の国際競争力強化に資する優秀な人材確保のため、支援ツールとして国際インターンシップ支援事業を実施する。具体的には、我が国の中堅・中小企業を中心に、各企業の国際競争力強化ニーズに応じた国際インターンシップの有用性を広報し、受入れを希望する企業と大学生とのマッチングを行う。対象国はこれまでの北米、欧州等先進国に加え、F/Sを実施したうえでアジアからの受入れ体制整備を進める。

(具体的プログラム)

- ・ ビジネス日本語能力テスト
- ・ 国際インターンシップ支援事業

これらの事業を通じて、対日アクセス円滑化事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

7) 開発途上国等の産業育成支援

イ．案件選定及び目標の設定にあたっては、相手国政府における重要度、現地側の自助努力、支援体制の整備度及び我が国企業・進出日系企業のニーズ、取引の潜在性の高さ、我が国産業との関係を踏まえる。

ロ．また、事業成果や対象国の技術レベルの向上度合い等を評価するための関係企業・団体との意見交換の枠組みを整備した上で、2004年度の新規及び継続プログラムを構築する。

ハ．JICA や JODC、AOTS などの我が国関連他機関と連携し、プログラム全体の効率性、有効性の向上に努める。

ニ．政府及び JICA 受託事業に関しても、委託元の期待に応えるべく、成果の向上に努める。

ホ．アジア地域

アジア地域では現地日系企業の部品調達に資する裾野産業のほか、ソフトウェアやバイオ等新産業分野、伝統工芸品等の有望輸出産業等の育成を支援する。

(具体的プログラム)

- ・ アジア「ITアウトソーシング促進」プログラム
- ・ インド「バイオテクノロジー分野の日印ビジネスマッチング」プログラム
- ・ インド「進出日系企業部品調達支援」プログラム
- ・ パキスタン「自動車部品ベンダーキャパシティビルディング」プログラム
- ・ パキスタン「産業復興政策提言及び対パ投資・輸出促進」プログラム
- ・ スリランカ「ソフトウェア産業育成」プログラム
- ・ タイ「地場産業起業家育成支援(食品加工・パッケージング)」プログラム
- ・ タイ「地場産業起業家育成支援(トレーダー育成支援)」プログラム
- ・ タイ「地場産品デザイナー育成支援」プログラム
- ・ タイ「進出日系企業部品調達支援」プログラム

- ・ インドネシア「地域拠点振興（スマラン/木工家具・建材）」プログラム
- ・ インドネシア「地域拠点振興（スラバヤ・ジャカルタ近郊/金属加工）」プログラム
- ・ マレーシア「進出日系企業部品調達支援」プログラム
- ・ マレーシア「伝統工芸品輸出支援」プレプログラム
- ・ ミャンマー「海外有望産品（木製品）」プログラム
- ・ フィリピン「進出日系企業部品調達支援」プログラム
- ・ フィリピン「コンピュータソフトウェア分野における我が国からのアウトソース拡大」プログラム
- ・ ベトナム「地域有望産業育成支援」プレプログラム
- ・ ベトナム「進出日系企業部品調達支援」プログラム
- ・ ベトナム「現地部品調達・企業間アライアンス支援」プログラム
- ・ ラオス「織物産業開発支援」プログラム
- ・ アジア広域における「自動車裾野産業育成支援（ASEAN自動車裾野産業カンファレンス）」プログラム
- ・ 開発途上国における「デザイン振興」プログラム

ハ．中南米地域

中南米地域においては、現地日系企業の部品調達に資する裾野産業等の育成を支援する。また、新産業分野であるバイオ分野でも我が国企業との取引支援を行う。

（具体的プログラム）

- ・ 中米「観葉植物産業育成」プログラム
- ・ 南米「有機食品産業育成」プログラム
- ・ メキシコ「自動車分野裾野産業形成」プログラム
- ・ アンデス「新食材産業育成」プログラム
- ・ キューバ「バイオ双方向ビジネス交流」プログラム
- ・ 南米「食品産業高度化」プレプログラム

ト．中東地域

中東地域においては、輸出産業における地場中小企業の育成を行う。

（具体的プログラム）

- ・ エジプト「建材産業育成」プログラム
- ・ エジプト・トルコ「食品産業育成」プログラム

- ・ トルコ「陶磁器産業育成」プログラム
- ・ イラン「中小企業育成」プログラム

チ． アフリカ地域

アフリカ地域においては、「食品」分野を中心に輸出産業の育成を行い、2005 年 3 月に開催予定の FOOD EX でアフリカブースの出展支援を行う。また、南アフリカにおいては現地日系企業の部品調達に資する裾野産業等の育成を支援する。

(具体的プログラム)

- ・ 南部アフリカ「加工食品（果実製品等）産業育成」プログラム
- ・ 東アフリカ「食品（スパイス）産業育成」プログラム
- ・ 東アフリカ「食品（紅茶）産業育成」プログラム
- ・ 南アフリカ「自動車産業育成（アルミダイカスティング）」プログラム
- ・ 南アフリカ「自動車産業育成（プラスチック射出成形）」プログラム
- ・ 西部アフリカ「油脂加工産業育成」プログラム

リ． 太平洋諸島地域

2003 年の「沖縄イニシアティブ」の枠組みに沿って、対日輸出のポテンシャルのある産業に対し、製品改良専門家による指導や研修員の受入れなどにより支援を行う。

(具体的プログラム)

- ・ 太平洋島嶼国「産業振興」プログラム

ヌ． 欧州・CIS 地域

欧州・CIS 地域においては家具等の軽工業分野の産業育成を中心に支援する。また、ポーランド・ルーマニア等の中東諸国のソフトウェア産業の実態を調査した上で、今後のアウトソーシングの可能性を探る。

(具体的プログラム)

- ・ リトアニア「家具産業育成」プログラム
- ・ 中東欧諸国「加工食品産業育成」プログラム
- ・ 中東欧諸国「ソフトウェア産業育成」プログラム
- ・ 中東欧諸国「ライフスタイル製品産業育成」プログラム
- ・ 中央アジア「地場産業育成」プログラム

ル. その他

上記の食品関係プログラムのみならず開発途上国全体を対象にして、開発途上国からの要望が強い「FOODEX」への各国からの出展を支援する。また、その他アジアの貿易振興機関の共同プロジェクトとして見本市を東京で開催する。

(具体的プログラム)

- ・ 「産業育成支援展示会」プログラム

地域の国際化による地域経済活性化の支援

1. 基本方針

国内外のネットワークとその機能を活用し、国内地域と海外地域との国際経済交流による地域経済活性化を図るため、「ローカル・トゥ・ローカル産業交流事業(LL事業)」を実施する。さらに、産業クラスターに属する地域企業の販路開拓等を支援するため、経済産業省・局と連携し、有望な地域の中堅・中小企業による輸出、技術交流、海外企業との連携案件の発掘に努めるとともに、国内の産業クラスターと海外の産業集積との交流・連携を図る。

2. 活動方針

LL事業の実施にあたっては、以下の活動方針で事業を行う。

- 1) 目標を事前に設定するとともに、受益者負担を求めつつ、外国企業や産地に関する調査、ミッション派遣・受入れ、商談会・シンポジウムの開催等の支援スキームを提供する。
- 2) 2003年度以前から継続して実施している案件については、それまでの業績評価を踏まえて、実施する。
- 3) 国内外の産業集積に着目し次の6つの観点から、交流目的や具体的な交流計画が明確で、対象地域双方に相互補完的なメリットがある案件を取り上げる。取り上げるもののうち、国内の産業クラスターと海外の産業集積との交流・連携を図る案件も視野に入れる。

イ. 産業創出の観点では、相手地域の産業特性を相互に研究することにより、新たな産業

やベンチャービジネスが創出される可能性が高い案件を重視し実施する。

- ロ．技術・ノウハウ導入の観点では、現在競争力の面で苦戦している我が国の地域地場産業が諸外国の技術・ノウハウを導入することにより、伝統技術を活かした商品開発や新たなビジネス展開の可能性が高い案件に重点を置く。
 - ハ．海外販路拡大の観点では、高い技術を保有しながらも、情報、機会の不足などの様々な制約条件から海外市場に参入する機会を得がたい地域産業が、経済交流を通じて相手国の市場に参入できる可能性が高い案件に重点を置き実施する。
 - ニ．対日投資の観点では、該当産業が集積している諸外国地域との交流を深めることにより、我が国への投資に繋がる案件に重点を置く。
 - ホ．開発輸入の観点では、高い加工技術を持つ諸外国地域と連携・技術提携することにより我が国地域の「ブランド」商品を共同開発し、最終的に我が国に輸入できる可能性が高い案件に重点を置く。
 - ヘ．都市・地域再生の観点では、都市・地域運営の面で同様の課題を持ち、それを克服した海外の先進事例をもつ地域と交流することにより、先進事例を学び同様に課題を克服できる案件を中心に実施する。
- 4) 輸出促進事業と同様に以下の6分野を重点分野とする。 環境・医療・福祉(バイオ)、機械・部品、IT(情報通信)・コンテンツ、繊維、伝統産品、食品等(農林水産品)を設定する。
- 5) 2005年度に向けて、専門家の知見も得て、地域経済活性化の見込める経済交流地域・対象を発掘する。

産業クラスターに属する地域企業の販路開拓の具体的な支援に際しては、海外調査、ミッション派遣、展示会等既存のジェトロ事業を活用する。

これらの事業を通じ、本事業の利用者(LL事業を推進している地方公共団体等や産業クラスター計画の推進組織を含む。)に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施

し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動

海外経済情報の収集・調査・提供

【情報の収集・調査】

1. 基本方針

海外情報の収集・調査については、我が国企業の経営判断に役立つことを目指して実施する。そのため、諸外国における基礎情報の収集については、顧客ニーズを踏まえ、ビジネス実務に役立つ貿易投資・環境・競争・消費者保護・規格基準・法務・税務・労務・会計・知的財産権等の制度関連情報、産業・市場・商品情報、技術情報、引合い情報に重点をおく。なお、海外情報の分析結果（含む我が国と諸外国との比較調査）に関して、我が国政府の政策に関連するものは、政策立案に資するべく提供する。

2. 活動方針

- 1) 知的財産権については、東アジア諸国を中心に制度の整備・運用状況や模倣品・海賊版への対応策を調査する。また、その結果を、セミナーや各種媒体により知的財産権問題を抱える我が国企業（日系企業を含む）に積極的に提供する。
- 2) 顧客が求める情報（ニーズ）に応じた調査を行うため、TIC（貿易投資相談案件DB）、日々の問合せ、ジェットロ利用者のアンケート結果、ジェットロ海外情報ファイルのログ等の分析等によって企業の情報ニーズを把握し、それを調査に反映させる。また、その調査結果は外部評価をうけ、質の向上につなげる。
- 3) 複数の海外事務所が連携・分担して統一のテーマについて行う調査については、「FTA関連」、「輸出支援関連」、「農林水産・食品関連」、「CDM（Clean Development Mechanism）関連」等を切り口として、調査を行う。
- 4) FTA 関連については、政府ベースの円滑な FTA/EPA 交渉に寄与することをねらいとし

て、我が国企業及び現地日系企業等の貿易・投資の具体的なビジネス上の障害事項の実態・改善要望の把握、 FTA などの地域経済統合（ヒト、モノ、カネ）の取り組み状況など情報の収集・解析、 地域統合を睨んだ各国企業の戦略・域内分業の動向、の3つの視点に重点を置く。

- 5) 企業の海外事業展開戦略策定の参考とするため、「進出日系企業実態調査」を引き続き実施する。
- 6) 諸外国での事業活動に要する基本的なコスト比較を行う「投資関連コスト比較調査」を引き続き実施する。
- 7) アジア諸国の進出日系企業の景況感を短期的に把握するため、「アジアクイックDI調査」を引き続き実施する。
- 8) 我が国の制度との海外比較調査を引き続き実施する。
- 9) 諸外国との産業・技術交流を円滑に進めるための参考として、経済産業省からの受託費（海外技術動向調査）も活用して、各国における技術動向や産業技術政策に関する情報を引き続き収集・調査する。また、海外でのハイテクベンチャー関連の人的ネットワーク形成（インキュベータ、TL0、ベンチャーキャピタル等）やハイテク産業概況の情報収集を行う。具体的には、我が国科学技術政策の重点分野とされる1．ライフサイエンス、2．情報通信、3．環境、4．ナノテクノロジーに重きを置く。
- 10) 上記の他、地域横断的な産業調査、WTO加盟主要国の通商政策・対日政策に関する情報収集、各国の安全保障貿易規制制度調査、海外における最新の展示会情報や見本市業界の動向に関する調査等を行う。また、経済産業省からの受託により、主要各国における石油流通の現状、主要各国の原子力政策や世論動向等に関する調査等を行う。さらに、農林水産省、地方自治体及び業界団体からの受託により、海外の農産物の生産、価格、農業施策、貿易動向に関する調査、開発途上国の農林水産物の生産・加工実態や主要先進国の農林水産物需要動向・貿易制度等の調査等を行う。
- 11) 我が国産業界が求める海外の産業動向や制度等の調査については、夫々の産業界からの受託により実施する。また、中小企業の国際ビジネスに必要な製品・市場等調査につい

ては、1/2 補助にて実施する。

【情報提供】

1．基本方針

ジェットロが収集・調査した情報をその内容や想定される顧客（ユーザー）層に応じて、ウェブサイト、電子メール、紙媒体、映像媒体、セミナー等の各種媒体によって提供する。その際、既存の媒体の統合・廃止を含めた見直しを行う。

2．活動方針

- 1) インターネット上のウェブサイトで、「ジェットロ海外情報ファイル（「貿易投資相談 Q&A」を含む）、「TTPP」、「J-messe」等を運営する。内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図り、和文・英文あわせて 2004 年度 1 年間で 3605 万件とする。また、2003 年度に電子媒体化する予定の「通商弘報」については、電子媒体のメリットを生かし、情報の充実に努める。
- 2) 出版物として、「ジェットロセンサー」、「ジェットロ貿易投資白書」、「アグロトレード・ハンドブック」、「Food & Agriculture」、「トレードフェア・ワールド」や各種単行書等を制作・提供する。
- 3) テレビ及びインターネットで提供する映像メディアによる情報提供については、他の情報媒体との連携や、各種事業の広報・成果普及に活用する。
- 4) セミナー・シンポジウムは、他の資源配分区分でも用いられる情報伝達の一般的なツールであるところ、当区分でも海外情報を収集・調査した結果の普及のため、当ツールを効果的に活用していく。

【貿易投資相談】

1. 基本方針

- 1) 我が国企業の経営判断に役立つ情報を提供することを目指して、貿易・投資相談業務と専門図書館の運営を行う。
- 2) 「お客様第一主義」と「受益者負担」の双方を徹底し、各種メニューに対してお客様に心地良くコストを負担していただく。そのための体制整備に向けて必要な資源を投入する。

2. 活動方針

- 1) 本部での貿易投資相談業務については、関税率検索や企業照会といった一般的な貿易相談に加え、特に輸出市場として我が国中小企業も強い関心を持つ中国やアジアに重点を置き、内外における個別ビジネス支援のための体制整備を図る。具体的には、地域事情に合致したビジネス方針の策定、取引企業の選定や海外事務所ネットワークと有機的に連動した活動支援など、相談者の求める多様なニーズに対応するべく、より専門的な情報提供や具体的な相談業務を行うための体制整備に引き続き努める。特に輸出促進支援・強化の観点からアドバイザーの増員を図る。
また、高度な専門的コンサルティングや貿易実務の代行の要望にも対応するため、弁護士・会計士・認定貿易アドバイザー等の外部専門家の登録・紹介サービスの具体化を図る。取引のトラブルに関する相談機能強化のための日本商事仲裁協会との連携も継続する。
- 2) 本部の「ナビゲーション機能」を確立し、顧客のニーズを的確に把握し、海外事務所ブリーフィング、ビジネス・アポイント取得、海外簡易情報照会、海外市場調査など、適切な個別支援メニューに結び付けることで、ビジネス具体化のための支援を強化する。
- 3) 海外アドバイザーの相談案件の入力や登録データ検索方法の研修実施など、TIC（貿易投資相談案件DB）を充実させることにより、情報共有化、貿易投資相談の迅速化、内容の平準化を一層進める。TIC登録データについては月次で報告を取りまとめ、調査事業はもとよりミッション派遣など各種事業の企画立案に向けたマーケティング・データと

しての内部活用を促進する。

- 4) ビジネスライブラリーは、我が国企業とジェトロが接するフロントライン及び組織内の情報インフラとして、利用者ニーズを反映した資料の収集を行うとともに、電子化の拡充を継続する。また、開館時間の延長や附帯設備の充実など図書館サービスの改善に努める。さらに貿易投資相談部門との連携によるレファレンスの機能の強化を図る。
- 5) 本部、大阪本部、国内事務所（貿易情報センター）に加え、地方の中堅・中小企業の相談窓口として「情報デスク」を引き続き運営する。また、「FAZ 支援センター」は FAZ 法の趣旨にのっとり、地域における対日アクセス・対日投資促進の取り組みを支援する観点から、国内外企業の貿易・投資相談に応じるとともに、地域の広報を行う。
- 6) 長期専門家については、対日アクセス案件及び対日投資案件を発掘する。また、必要に応じて貿易・投資相談に応じていく。
- 7) 会員事業では、4月から「ジェトロメンバーズ」が新制度に移行することに伴い、新制度下で多くの新規会員を獲得すべく、キャンペーンを実施する。新制度では、メンバーへの「情報提供」から「ビジネス支援」に主眼を置き、メンバー割引制度を利用いただくことで、ジェトロの各種有料ビジネスサポートサービスの活用を促す。
- 8) 「貿易実務オンライン講座」については従来の「基礎編」に加え、貿易実務の中級者向けのより高度な知識、ノウハウを学習させる「応用編」の受講を促進する。引き続き受講者の受講料による100%受益者負担で行う。また、個別企業訪問や貿易投資相談等の場での個別紹介など、積極的な広報を行い受講者を拡大する。これにより、2004年度1年間で1,250人の受講者を確保する。
- 9) 貿易に関する高度な知識・ノウハウ・経験を有する人材を認定する「貿易アドバイザー認定制度」を実施する。さらなる受験者層の掘り起こしを図るため、潜在的な受験者が多いと見込まれる地方自治体、同関連団体、地方の商工会議所等の職員をターゲットとした広報を引き続き進める。その際、本制度が他の貿易実務検定試験と比較しても最もハイレベルであること等、その信頼性を積極的にアピールする。
- 10) 見本市・展示会産業においては、経営者、実務担当者、経済波及効果の研究者など多方

面にわたる人材育成が喫緊かつ重要な課題となっている。このため、見本市・展示会の企画・立案から実施にいたるまでの諸業務と関連分野を総合的に習得し、実務知識と世界の見本市展示会ビジネスの動向について理解を深めるための見本市・展示会講座を開催する。

これら事業を通じて、利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

海外への情報発信

1．基本方針

わが国と諸外国の経済交流をより一層円滑にするため、北米、欧州、アジアを中心とした諸外国の企業等に対し、日本とのビジネスに関心を喚起させ、日本とのビジネスの魅力を理解せしめるための情報発信を行う。

2．活動方針

- 1) 情報発信の具体的な内容は以下の6つのテーマを中心とする。
 - ・ 我が国の貿易・経済動向
 - ・ 我が国の経済構造改革、規制緩和等政府施策の動向
 - ・ 上記の結果生じている我が国市場の変化と新たなビジネスチャンス
 - ・ 外国企業の対日ビジネス成功事例
 - ・ 我が国の優れた技術や商品・サービス、活力ある中小企業の事例
 - ・ 我が国の主要な市場（産業）の動向
- 2) 海外事務所においては、ジェトロ職員（駐在員）自らが情報発信の内容とターゲット（対象者層）を明確に意識して、最適な手法を用いて情報発信を行う。海外事務所の効果的・効率的な情報発信を後方支援するため、1) についての記事を継続的かつタイムリーに海外事務所に提供するとともに本部のウェブサイトを通じて発信する。
- 3) 海外主要国（都市）においては、我が国経済への関心を高める海外情報発信を強化する方策の一つとして、最新の日本経済事情等を紹介するセミナーを開催し、日本の実情に対

する正しい理解と対日ビジネスへの関心を促す。

- 4) 本部からの情報発信は、英文ウェブサイトを中心と位置付け、分かりやすさ・効率性・質的な充実を目指したコンテンツとデザインを作成するとともに、体制面での強化を検討する。また、経費削減やセキュリティ強化等の観点からの海外事務所ウェブサイトサーバーの本部一元化及び利用者の利便性の観点からの同コンテンツとデザインの見直しを2003年度に引き続き実施する。
- 5) 本部において、在日外国プレス懇談会の開催や取材協力を引き続き実施するとともに、同プレスに対する情報発信を強化し、日本の活力ある面をアピールする。併せて、ジェトロ活動を紹介するため、在日外国大使館、外国プレス、外国商工会議所、各国貿易・投資振興機関関係者等を対象とした組織横断的な情報発信の場を設ける。
- 6) さらに海外で開催される主要な見本市に参加・出展する海外ビジネスパーソンに対する情報発信のため、ジェトロブースを出展し、パネル、パンフレット、ビデオ等を活用した情報発信を行う。
- 7) グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合への理事長・副理事長を始めとする役員の参加を通じて、情報発信する。
- 8) 海外からの有力者招へいや海外におけるオピニオンリーダーおよびビジネス・リーダーとの交流を深め、人的ネットワークの維持・拡大を通じ、情報発信のための基盤整備を図る。
- 9) 2005年愛知万博の開催に関わる支援を行う。
- 10) 日本の展示会を海外で広報する。また、日本で開催される展示会のデータを標準化し、信頼度の高い情報を公開することで、展示会の国際化を推進する中立的な機関を日本国内で初めて設立・運営するための支援を行う。

我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援

1. 基本方針

- 1) 新たに形成されつつある東アジア経済圏において日系企業が円滑に事業展開することは、我が国産業全体としての発展に不可欠。本事業により海外における企業活動の円滑化を支援することで、我が国産業の拡大発展に寄与することを目指す。
- 2) 近年の我が国中堅・中小企業や進出日系企業のニーズを踏まえ、中国を中心に東アジア各国での事業展開を強化する。
- 3) 東アジアを中心に各地域において、
 - イ. 既に進出し、操業を開始している日系企業、
 - ロ. 既に進出を決定し、具体的な準備作業に入っている日本企業に対し、円滑かつ迅速に業務を開始・維持・拡大するための支援を強化する。
- 4) 経済連携に向けた世界的な動きが活発化する中、我が国とアジア諸国が共に持続的な成長を遂げるためには、各国相互の利益となる経済システム・制度の整備を通じて、アジアの経済連携を推進していくことが必要となってきた。中でも基準認証の制度整備・共通化、物流の効率化、環境保護・省エネルギーの推進、知的財産権の保護等が重要な課題となっている。
それら状況を踏まえ、開発途上国等における各種制度の整備・運用の改善が実現することを目指して本活動を行う。協力対象の選定にあたっては、相手国政府の要望と当該国で活動する我が国企業（日系企業を含む）への裨益度を勘案して決定する。

2. 活動方針

- 1) 東アジア各国で展開している法務・労務・税務の外部専門家のリテイン事業、海外投資アドバイザー、海外ビジネスサポートセンター(海外BSC)を一体的に運用し、より高度で専門的な内容の問い合わせや、各社の法人設立準備業務に対するより実効性のある支援を可能にし、利用者の満足度を高める。
- 2) 外部専門家リテイン事業、海外投資アドバイザー、海外BSCについては日本企業・日系

企業の事業活動の拡大に応じ、現在派遣・設置されている拠点を足場として、その他の地域への活動範囲を広げることを目的として、サテライト機能を充実させる。

- 3) 上記に加え、日本国内において、中堅・中小企業をはじめとする企業の東アジア等の投資環境に対する情報ニーズに対応するため、上記事業を通じ蓄積された最新の情報を本機構主催のミッション派遣やセミナー、出版物やウェブサイトなどを通じて提供する。
- 4) 我が国企業の海外での円滑な事業展開に資することを旨として、海外において上記の各事業の円滑な運用により、我が国企業や進出日系企業からの問い合わせ・相談への対応を行う。
- 5) 海外事務所は、海外の日本商工会、もしくはそれに相当する団体への活動に参加し、現地進出日系企業の活動円滑化を支援する。
- 6) アジア地域の「環境保護・省エネルギー推進」を目指した制度整備事業を政府受託事業である専門家派遣事業（貿易投資円滑化支援事業：JEXSA）や実証事業（先導的貿易投資環境整備：J-FRONT）と連携し実施する。
- 7) 事業実施段階においてジェトロの協力が実際の制度・運用等の改善・整備につながるよう、進出日系企業等との意見交換の枠組みを整備した上で、2004年度の新規及び継続プログラムを実施する。

【2004年度プログラム】

- ・タイ「公害防止管理者制度導入協力」プログラム
- ・タイ「リサイクル制度導入協力」プログラム
- ・タイ「CDM事業環境整備」プログラム
- ・フィリピン「環境技術普及協力」プログラム
- ・フィリピン「省エネルギー普及協力」プログラム
- ・フィリピン「CDM事業環境整備」プログラム
- ・マレーシア「リサイクル制度導入協力」プログラム
- ・マレーシア「エネルギー管理者制度導入協力」プログラム
- ・インドネシア「環境基準（産業排水）遵守・改善協力」プログラム
- ・ベトナム「省エネルギー及び環境管理制度普及協力」プログラム

- ・インド「省エネルギー制度導入協力」プログラム
- ・「環境・エネルギー協力事業」プレプログラム

8) 政府受託事業（JEXSA 及び J-FRONT）に関しても、委託元の期待に応えるべく、成果向上に努める。

これらを通じて、進出日系企業等、本事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施して、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

（3）開発途上国経済研究活動

開発途上国・地域に関する基礎的・総合的研究

1．基本方針

アジア経済研究所は、近年の開発途上国・地域を取り巻く国際情勢・環境の激変を踏まえ、以下の視点に基づきそれぞれの国・地域に密着した経済、政治、社会及び地域横断的な開発に関わる基礎的・総合的研究を実施する。

- ・経済のグローバル化がもたらす超国家的な現象が開発途上国・地域に与えるインパクトの検証
- ・市場経済化や民主化などの世界的潮流に対して、それぞれの反応を示す開発途上国・地域の固有性の解明
- ・ミクロ的行動主体（家計・企業）その意思決定に影響を及ぼす制度および両者の相互作用の検討
- ・包括的開発援助のあり方の考察及び我が国の経済・技術協力政策策定に資する提言

2．活動方針

中期目標・中期計画で謳われている「東アジア域内の経済発展に向けた調査研究」に重点を置くことを踏まえ、重点研究、プロジェクト研究、機動研究、基礎研究を実施する。また、社会的ニーズに応えるため、公共性の高い受託研究を実施する。

1) 重点研究

イ. 「東アジアの地域統合」研究

東アジアでは FTA を含んだ経済連携協定への動きが加速している。しかし、FTA 締結にあたっては、我が国を含む東アジア諸国の国境措置の緩和に加え、国内構造改革という障害を越えなければならない。こうした障害や問題点を明らかにし、東アジアにおける経済連携の実現を展望するために、以下の研究会を発足させる。

(具体的研究課題)

- ・東アジアの挑戦：経済統合、構造改革、制度構築
- ・東アジア FTA 構想と日中間貿易投資

ロ. 「アジア域内経済関係展望」研究

2003 年度より、中国と南アジア、中国と東南アジアの貿易投資・経済協力関係について、研究を実施してきた。2004 年度には、研究対象をさらに拡大し、アジア域内における IT 産業と二輪車産業を事例に、地場産業の展開、国際分業の実態の解明に取り組む。

(具体的研究課題)

- ・中国 = 南アジアにおける貿易投資・経済協力関係
- ・中国 = 東南アジアにおける貿易投資・経済協力関係
- ・東アジア IT 製造業の国際分業
- ・アジアの二輪車産業 - 貿易自由化時代における地場企業発展の展望

ハ. 「CLMV開発展望」研究

ASEAN 後発加盟国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) が地域経済統合に参加することによって、各国の経済、政治、社会の諸側面で生ずる課題について調査研究を行い、今後の開発展望を究明する。2003 年度にベトナム及びカンボジアの研究会が終了した。2004 年度には、引き続きミャンマー、ラオス両国の開発問題に取り組む。

(具体的研究課題)

- ・ミャンマー市場経済化の課題と展望：軍政 15 年を振り返って
- ・ラオス：一党支配体制下の市場経済化

2) プロジェクト研究

アジア諸国の政治・経済状況を把握するために、アジアの動向分析を実施する。また、アジア諸国や開発途上国・地域の経済状況を定量的に把握するために、経済予測、産業連関構造の分析、貿易統計の整備を引き続き実施する。さらに、我が国の経済・技術協力政策策定に資するための基礎調査を実施する。

(具体的研究課題)

- ・ アジア諸国の動向分析
- ・ アジア工業圏経済展望 ()
- ・ アジア諸国の産業連関構造 ()
- ・ 貿易指数の作成と応用 ()
- ・ 経済協力支援基礎調査 (仮題)

3) 機動研究

国民の関心の高い課題、緊急発生的な問題に随時対応し機動的に調査・研究を実施するとともに、その成果を迅速かつ的確に、多様な手段を用いて発信していく。

(具体的研究課題)

- ・ 台湾の 2004 年総統選挙と新政権の課題
- 以下、随時研究課題を設定する -

4) 基礎研究

開発途上国・地域に密着した経済、政治、社会及び地域横断的な開発に関わる基礎的・総合的研究を実施する。具体的研究課題は以下のとおり。

(具体的研究課題)

【アジア】

- ・ 市場経済転換期の中国の政治過程
- ・ 経済危機後の韓国：成熟期に向けての経済・社会課題
- ・ マレーシアにおける開発と国民統合：マハティール政権の 22 年
- ・ 民主化後のフィリピン：制度改革・政策変化とその影響
- ・ 内生的発展としてのベトナム工業化
- ・ アフガニスタンの政治過程と国際関係
- ・ 東北アジア地域における人口動向
- ・ 東部南アジア地域の域内協力の可能性

- ・西・中央アジア諸国における社会的亀裂と政治体制
- ・アジアとその他の地域の産業集積比較：集積発展の要因
- ・アジア諸国の環境アセスメント制度とその課題
- ・アジアにおける環境政策の展開と日本の経験
- ・アジアとラテンアメリカの企業経営

【中東・アフリカ・中南米等】

- ・中東諸国における金融制度および資産運用
- ・開発戦略と地域経済統合 - エジプトを中心に -
- ・新アフリカ経済論（年度途中で、「新アフリカ経済論」へ継承）
- ・「民主化」とアフリカ諸国
- ・アフリカ紛争問題への人間中心アプローチ
- ・新興福祉国家における社会福祉制度
- ・移行経済の金融システム構築の再評価
- ・移行経済諸国における改革と開発

【テーマ別】

- ・国際通貨体制の新展開と開発途上国
- ・企業統治・金融契約の経済学と発展途上国企業
- ・開発途上国における経済法制改革とグローバル化
- ・開発社会学理論構築
- ・「貧困概念」基礎研究
- ・初等教育の普遍化：実現のメカニズムと政策課題
- ・グローバリゼーションと農村社会・経済構造の変容
- ・経済環境変化と農村家計のミクロ経済分析
- ・地方連携研究（具体的課題はパートナーとなる地方自治体と協議して決定）

5) 受託研究

政府各機関、援助関連機関、国連関連機関等からの受託研究を実施することで、公的機関としての研究所の役割を果たす。同時に、自己収入を確保する。

これらの事業を通じて、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。

開発途上国に関する資料収集・情報提供

【研究所図書館】

1. 基本方針

2004 年度研究所図書館は、我が国における開発途上国研究の共通インフラとの位置付けをベースにして、利用する顧客の満足度の引き上げを中心に、次の点に配慮した資源配分を行う。

2. 活動方針

- 1) 開発途上国・地域の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を収集・整理し、広く国内外の研究者などに開放・提供するため、2003 年度に作成した「資料収集方針・選書基準」に基づき資料収集を効率的に行い、迅速な整理・提供を行う。
- 2) 遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高めるため、2003 年度から開始した新着アラートサービス（希望雑誌の最新号到着情報・希望分野の新着資料情報の配信）の登録件数を増加させ、2004 年度 1 年間で 400 人程度の年間利用者数とする。
- 3) 図書館利用者に対するサービスを充実させるため、以下の取り組みを行う。
 - イ. 平日の開館時間を延長するとともに、来館した学生のコピー料金を値下げする。
 - ロ. 司書講習などの研修や海外の資料情報調査を行い、図書館職員の専門性を向上させる。
 - ハ. 利用者アンケートにより顧客満足度を測定し、利用者ニーズを把握することによりサービス向上を図る。
 - ニ. 独自性のあるデジタルライブラリー構築のための調査・検討・基盤整備を行い、実現に向けた具体構想を作成する。
 - ホ. 2003 年度に引き続き、国立国会図書館が実施するレファレンス協同データベース実験

事業（レファレンス事例、特別コレクションデータ、参加図書館プロフィール等のフォーマット標準化）に参加し、利用者のサービス支援を図る。

これらを通じて、利用者アンケートを含む図書館の総合評価を行い、5点満点で平均3.5点以上とする。

【成果普及】

1．基本方針

研究所の研究成果を官庁、産業界、学界、国民各層に幅広く提供し、政策形成、学術水準の維持・向上、開発途上国・地域理解の促進等に資するため、効率的・効果的な手段による成果普及活動を行うとともに、収入増を目指す。

2．活動方針

- 1) 単行書については、全て査読を経た上で出版することにより質を確保するとともに販売数の拡大を目指す。定期刊行物については、和文・英文機関誌の現在の評価を維持・向上させるとともに、「アジ研ワールド・トレンド」の従来の無料配付先を見直し有料販売を拡大する。また、国民に向けた入門書、啓蒙書等、広く販売が期待されるものについては外部商業出版ルートを開拓する。一方、研究成果を世界に向けて発信するため、英文出版物の拡充及び海外出版ルートを模索する。これにより、2004年度1年間で60点以上の有料出版物発行を実施する。
- 2) 研究所ウェブサイトについては、従来のトピックレポート、和文・英文機関誌、研究所年報等に加え、ディスカッション・ペーパー（英文）、シンポジウム成果等を掲載し、広範で即時的、効果的な情報発信を行い、アクセス件数を増加させる。また、新たに調査研究報告書のウェブ上への公開を行い、論文等のダウンロード数の増加を図る。これにより、2004年度1年間で210万件以上のアクセス件数、35万件以上の論文等のダウンロードとする。
- 3) 途上国理解を促進するため、各界ニーズに応じた多様なテーマを設定し「専門講座」、「夏期公開講座」、「都心・幕張講演会」、「地方講演会」等を開催する。その際、引き続き本

部、貿易情報センター及び関係機関等との連携・協力を図る。これにより、講演会・セミナー等を2004年度1年間で27件以上開催実施する。

他方、適切な受益者負担を求めつつ、時宜に適ったテーマ、体系的な知見の提供の観点から有料の連続講座や講演会を開催し、講演会等の聴講者に対するアンケートにより、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

- 4) 賛助会員制度については、サービス内容の検討等を行い、漸減傾向にある法人会員の維持に努めるとともに個人会員の新規加入の促進に努める。特に、各種学会の会員、NGO・NPOの役職員などをターゲットとして積極的な勧誘を行う。

開発途上国に関する研究交流・人材育成

【研究交流】

1. 基本方針

国内外の研究機関、研究者との研究交流促進及び途上国研究ネットワーク強化を図り、研究所が国内外の開発途上国研究のセンター機能を果たすため、以下の活動を行う。

2. 活動方針

- 1) 海外研究員（海外調査員、海外派遣員）については、受入機関との意見・情報交換を行うとともに、開発途上国・地域が直面する重要課題等に関する現地研究会活動を実施し、人的交流・研究交流及び英文研究成果の現地での普及を行う。また、途上国及び欧米諸国等の政府高官、研究所長、大学関係者などの研究所への訪問に対応し、積極的な討議、意見交換を行い開発途上国研究交流拠点（ハブ）としての責務を果たす。
- 2) 海外客員研究員の活動を効果的に行うため、所内の研究者との協働、研究会への参画、研究事業への助言、開発スクールへの出講等を促進する。また、他機関等の財政負担による海外客員研究員、インターンシップ生も積極的に受入れ、研究所事業活動への活用を図る。
- 3) 国際シンポジウム・ワークショップの開催、世銀、IMF、GDN（グローバル・デベロッパ

メント・ネットワーク)等の国際会議への参加及び海外共同研究等を推進し、研究成果の向上を図る。国内においても、大学、研究機関及び学会等との協力・連携を行い、途上国研究ネットワークを広げていく。共同プロジェクト実施件数については、2004年度1年間で60件以上とする。

【人材育成】

1. 基本方針

開発スクール(IDEAS)において、研究所の途上国研究に関する蓄積と人的資源を活用し、途上国の経済・社会開発に寄与する高度な知識を有する開発専門家を育成する。

2. 活動方針

1) 外国人研修事業

- イ. 効果的な国内研修プログラムを提供するとともに、外国人研修生へのアンケート調査等によりカリキュラムの充実を図る。また、受入対象国および派遣元機関の見直しを行う。
- ロ. 修了生に対し、フォローアップセミナーによる再研修を行い、更なる能力向上を行う。また、派遣元機関におけるヒアリング調査を通して、開発スクールに対する研修ニーズの発掘並びに各機関とのネットワークを強化する。

2) 日本人研修事業

- イ. 効果的な国内研修プログラムを提供するとともに、日本人研修生へのアンケート調査等によりカリキュラムの充実を図る。また、国内外の主要大学院との協力関係を強化及び海外の大学院修士号取得を促進する。
- ロ. 修了生の就職活動を支援するため、国際機関、援助関係機関等における開発専門家の募集・採用状況の実態調査を行うとともに、各機関とのネットワークを強化する。

これら研修事業について、内外研修生の修了時に行うアンケートによる評価で、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携

両活動をより効果的に実施し、多面的な情報を与えることを可能とするため、これまで両部門に蓄積してきた地域・国別の基礎研究・調査、経済統計・データ、産業・技術情報、人脈等知見・ノウハウの組織的共有・活用を推し進める。また、研究会への相互参加、講演会、セミナーの共同開催、及び出版物への相互執筆等の連携を一層深めることで、両部門の調査・研究内容の深化、より効果的な成果普及を実現する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

4. 短期借入金の限度額

8、079百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3か月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3か月分を短期借入金の限度額とする。

5. 重要な財産の譲渡・担保計画

なし。

6. 剰余金の使途

- ・海外有識者、有力者の招へいの追加的実施
- ・職員教育の充実
- ・展示会、セミナー、講演会等の追加的実施(新規事業実施のための事前調査の実施を含む。)
- ・先行的な開発途上国研究の実施

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

出資金の運用により運営している輸入促進施設の見直しを円滑に進めるため、関係自治体等と事前に協議を行う。

機構の業務を効率的かつ効果的に推進していく観点から、研究所の土地を購入する。老朽化のため最低限必要な本部の移転を行う。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
アジア経済研究所用地購入	860	出資金
[注記] 金額については、見込みである。 なお、上記のほか、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い等を勘案した設備の整備、改修等が追加されることがありうる。		

(2) 人事に関する計画

職員の専門性の向上

研修制度の拡充を図り若手職員による語学、貿易・投資実務、財務・会計等の基礎知識の習得を徹底する。さらに、地域・国別、知的財産等のテーマ別、展示、財務等の業務別の専門家育成を図る。また、民間企業との人事交流を積極的に行い民間手法や顧客対応能力を修得することにより、サービスの向上を図る。

研究職員については、現地語研修、海外研究員としての派遣時期・派遣地の選定等、研究者としてのキャリアパスを考慮し、学問的な知見の蓄積のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

採用形態の多様化

専門性を有する人材の採用により、組織の活性化や組織目標の達成を図る。新卒、中間採用（社会人）に加えて、新たに任期付採用制度の導入及び外国人採用の推進を行う。

予算(平成16年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	24,834
国庫補助金収入	3,137
受託収入	8,283
うち国からの受託収入	7,547
うちその他からの受託収入	737
業務収入	4,863
その他の収入	955
計	42,073
支出	
業務経費	32,078
受託経費	7,445
一般管理費	2,550
計	42,073

収支計画(平成16年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	41,290
經常費用	41,290
貿易・投資振興業務費	26,718
開発途上国経済研究活動業務費	4,394
受託業務費	7,445
一般管理費	2,454
減価償却費	279
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	41,387
運営費交付金収益	24,734
国庫補助金収入	3,137
国からの受託収入	7,547
その他からの受託収入	737
業務収入	4,863
その他の収入(雑収入)	95
資産見返負債戻入	275
財務収益	0
臨時収益	0
純利益	97
目的積立金取崩額	0
総利益	97

資金計画(平成16年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	58,874
業務活動による支出	41,011
貿易・投資振興業務費	26,718
開発途上国経済研究活動業務費	4,394
受託業務費	7,445
その他の支出	2,454
投資活動による支出	1,062
有形固定資産取得による支出	1,062
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	16,802
資金収入	58,875
業務活動による収入	41,213
運営費交付金による収入	24,834
国庫補助金による収入	3,137
国からの受託収入	7,547
その他からの受託収入	737
業務収入	4,863
その他の収入	95
投資活動による収入	6,150
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	11,512